

「→（事務局）」とあるものは、
委員の御意見等に対する事務局の回答

第1回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会御意見まとめ

- ・条例策定にあたり、根拠法令はあるのか。
→（事務局）策定の義務などを示す法令はない。各自治体の判断で制定となる。
- ・現在の伊奈町で本条例に値する条例及び関連する条例はあるのか。ない場合、最上位の条例は何か。
→（事務局）伊奈町議会基本条例はあるが、町部局には条例という形ではない。事業の分野ごとに基本条例や理念条例、基本計画などはある。
- ・アンケートは、まちづくり基本条例策定の趣旨に沿った内容で行われているのか。それとも他の計画で行ったものの転用か。
→（事務局）総合振興計画及びまちづくり基本条例の策定にあたり、1500人（16歳以上）を対象に行ったアンケート。内容は、町に住み続ける理由や求めること、地域活動への参加意欲など、多岐にわたる。集計結果は御報告したい。
- ・条例の名称は、議論を通じて決めるのか。
→（事務局）現時点で決まっている名称はない。参考として、町長の公約では「まちづくり基本条例」となっているが、よくある名称のためと思われる。名称案は先行事例を示しながら、御意見を伺いたい。
- ・町がイメージする条例のタイプは。
→（事務局）他の自治体の例では、理念重視型が多いと思われる。また、自治体によっては、具体的ではないが、住民投票などの仕組みを制定しているものもある。理念を重視したいという観点から、みんなで作り上げるという過程が大事になる。
- ・出来上がったものも大事であるが、過程も非常に重要だと思うので、団体の代表だけでなく、町民全員で作り上げることが大事であると考えている。